令和２年度第１回滋賀県環境審議会自然環境部会に係る意見等に対する回答

|  |  |
| --- | --- |
| ご意見等 | 回答 |
| ・資料２　P3,2（1）ニホンジカの対策については、より具体的な（対応の内容）記述があるとなおよいと思います。・資料３　p.4,（3）当該地域の農林水産物の被害状況平成29年度に比べて、平成30年度、令和元年度は許可件数が減っていますが、その理由を教えてほしい。 | 対応の内容を例示し、「防護柵やテープ巻き等の適切な防除」とします。野生鳥獣を捕獲する際には、鳥獣保護管理法に基づく捕獲許可が必要です。一般的に鳥獣による被害を受け、捕獲を実施しようとする者から、県もしくは市町に申請を行い、内容の審査後に許可証が交付されます。そのため、許可件数は許可申請の有無や申請内容により、毎年増減します。当該区域では、例年、高島市が有害鳥獣捕獲（ニホンジカ・イノシシ・ニホンザル）を実施しており、四半期ごとに許可されているため、平成30年度および令和元年度はそれぞれ４件計上されています。平成29年度は高島市が実施する有害鳥獣捕獲（ニホンジカ・イノシシ）４件に加えて、狩猟期間中におけるニホンザルの捕獲許可が２件、各市町の非常勤職員として捕獲を実施する鳥獣被害対策実施隊による捕獲許可（ニホンジカ・イノシシ・ニホンザル・アライグマ・ハクビシン・カラス）が４件あり、計10件が計上されています。 |